

電波監理審議会（第1133回）議事録

1 日時

令和6年9月30日（月） 15：00～16：21

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

（1）電波監理審議会委員

笹瀬 巖（会長）、大久保 哲夫（会長代理）、長田 三紀、林 秀弥、
矢嶋 雅子

（2）審理官

古賀 康之、三村 義幸

（3）総務省

（情報流通行政局）

豊嶋 基暢（情報流通行政局長）、赤阪 晋介（大臣官房審議官）、
飯倉 主税（総務課長）、坂入 倫之（地上放送課長）、
岡井 隼人（衛星・地域放送課長）、
本橋 充成（衛星・地域放送課地域放送推進室長）

（総合通信基盤局）

湯本 博信（総合通信基盤局長）、荻原 直彦（電波部長）、
吉田 恭子（総務課長）、中村 裕治（電波政策課長）、
佐藤 輝彦（移動通信企画官）

（4）幹事

松田 知明（総合通信基盤局総務課課長補佐）（電波監理審議会幹事）
宮良 理菜（総合通信基盤局総務課課長補佐）（有効利用評価部会幹事）

目 次

1. 開	会	1
2. 報告事項		
(1)	4.9GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための 特定基地局の開設計画に係る認定申請の受付開始	2
(2)	令和6年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の 調査結果	2
(3)	周波数再編アクションプラン（令和6年度版）（案）	11
(4)	令和5年度民間放送事業者の収支状況	24
3. 閉	会	34

開 会

○笹瀬会長 それでは、ただいまから電波監理審議会を行います。

本日の９月期の会議につきましては、委員各位のスケジュールの状況を踏まえまして、電波監理審議会決定第６号第５項のただし書に基づきまして、委員全員がウェブで開催とさせていただきました。

本日の議題は、お手元の資料のとおり、報告事項４件となっております。

それでは、最初に審議に先立ちまして、先月の８月期の定例会議で議決いたしましたとおり、鹿島前審理官の任期満了に伴い、新たに三村審理官が着任されておられますので、一言御挨拶よろしく申し上げます。

○三村審理官 鹿島審理官の後任に任命させていただきました三村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私、裁判官を２９年ほど務めまして、昨年退官し、弁護士になって１年半ぐらいになっております。まだまだ電波監理審議会のこと、全く右も左も分かりませんので、よろしく御指導くださいますよう、お願い申し上げます。

冒頭の御挨拶ありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○三村審理官 よろしく申し上げます。

○笹瀬会長 それでは、議事を開始いたしますので、まず、総合通信基盤局の職員の方に入室するよう、御連絡よろしく申し上げます。

(総合通信基盤局職員入室)

報告事項（総合通信基盤局）

（１）４．９ＧＨｚ帯における第５世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画に係る認定申請の受付開始

（２）令和６年度携帯電話及び全国ＢＷＡに係る電波の利用状況調査の調査結果

○笹瀬会長 それでは、議事を開始いたします。まず１つ目、報告事項、４．９ＧＨｚ帯における第５世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画に係る認定申請の受付開始につきまして、それからもう１点の報告、令和６年度の携帯電話及び全国ＢＷＡに係る電波の利用状況調査の調査結果につきまして、両方まとめて佐藤移動通信企画官から御説明よろしく願いいたします。

○佐藤移動通信企画官 移動通信課の佐藤でございます。それでは、私のほうから報告事項を２件続けて御説明をさせていただきます。

まず、１件目でございます。４．９ＧＨｚ帯における５Ｇ普及のための特定基地局の開設計画に係る認定申請の受付開始についてでございます。

２ページ目は、今回の４．９ＧＨｚ帯の割当ての概要になります。既にこれまでの審議会で御説明をしておりますので、説明は割愛させていただければと思います。

３ページ目になります。スケジュールと今後の手続の流れになります。前回の審議会におきまして、開設指針について諮問・答申をいただきまして、９月３０日本日、同指針の告示を制定し、同日から開設計画の申請受付を開始したところでございます。受付期間は１０月３０日までの１か月間になります。その後、絶対審査、さらに複数申請があった場合には競願ということになります。

ので、比較審査を実施した上で本審議会に諮問をし、答申をいただいた場合には総務大臣が認定を行うという流れになっております。

4 ページ目以降は、審査基準、報道発表資料になりまして、こちらについては既に御説明した内容と重複する部分もございますので、こちらも説明は割愛をさせていただければと思います。

本件については、御説明は以上になります。

続きまして、同じく報告事項ということで、資料に基づきまして、令和6年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の調査結果について御説明をさせていただきます。資料につきましては、概要版と本体資料を御用意しておりますが、ここでは概要版を使ってポイントを絞って御説明をしたいと思っております。

2 ページ目になります。電波の利用状況調査の概要になります。こちらは御案内のとおりかと思えますけれども、電波の利用状況調査は、電波法に基づきまして総務大臣が区分ごとに調査を行い、調査結果を電波監理審議会に報告するとともに、その概要を公表するものとされております。今回は、この資料中、中央の破線で囲まれた部分のうち、左側の電気通信業務用基地局である携帯電話と、全国BWAを対象に調査を実施したのになります。これは毎年実施しているものになります。この調査結果を踏まえて、評価案について、電波監理審議会において御検討いただくこととなっております。

3 ページ目になります。こちらが有効利用評価方針の概要になります。今回の御報告対象は、電気通信業務用基地局に係る評価のための調査になります。認定が満了した周波数帯と、認定の有効期間中の周波数帯、主に大きく2つにカテゴリーを分けまして、それぞれ実績と進捗について評価方針に基づいて評価いただくということになっております。

4 ページ目になります。こちらが有効利用評価方針に基づく周波数帯のカテ

ゴリーになります。今回は、先ほど御説明をしました2つのカテゴリーのほか、年度途中で認定の有効期間が満了する周波数帯もありますので、この周波数帯については、両方の評価方針に基づいて評価いただくこととなっています。

5 ページ目になります。移動通信システム用周波数の割当て状況になります。携帯電話事業者と全国BWA事業者の計7者に周波数の割当てを実施しております。各者に割り当てられた周波数については下の表のとおりでございまして、直近では昨年10月に、楽天モバイルに対して700MHz帯の割当てを実施しております。

6 ページ目以降が、実際の調査結果の内容になります。まず、6 ページ目は、基地局数の調査結果でございまして、今年度3月末時点の結果になります。基地局数全体では約131万局になりまして、前年度から約10万局近く増えております。引き続き増加傾向にあるということでございます。そのうち5Gは26.3万局となりまして、前年度から9.3万局増えており、特にSub 6帯である3.7GHz帯から4.5GHz帯の基地局の増加が寄与しているという状況でございます。

4GとBWAの基地局数はほぼ横ばいでございまして、3Gについては、後ほど移行計画について御説明をいたしますが、一部の事業者においてサービス終了をしたことなどを背景に、基地局数は引き続き減少傾向にあるという状況でございます。

次のページになります。こちらが周波数帯ごとの人口カバー率の調査結果になります。特にSub 6帯である3.7GHz帯の伸びが大きいという状況でございます。

次のページになります。こちらがインフラシェアリングの調査結果になります。事業者ごとに違いがありますが、全体としてインフラシェアリングを行っている5G基地数は大きく増加しているという状況でございます。

9 ページ目になります。データトラフィックの調査結果になります。今年 3 月の 1 か月間を集計した数字でございます。全体として、引き続き増加をしております、特に 5 G、S u b 6 帯のトラフィックの伸びが大きいという状況でございます。ただ一方で、ミリ波帯につきましては低い水準にとどまっているという状況でございます。

10 ページ目になります。いわゆる S A（スタンドアローン方式）対応の 5 G 基地局数の調査結果になります。引き続き、増加しているという状況でございます、このように S A のインフラとしては順調に拡大しておりますが、S A については、御案内のとおり現時点では、技術的にはメリデメが存在しております、各事業者においては、慎重にサービス展開を行っているという状況と認識しております。したがって、S A が実際に利活用されているかどうかについては、各事業者における S A の取組状況、S A に対応した端末の普及状況など、総合的に確認していく必要があると考えております。

11 ページ目になります。こちらが 3 G サービス終了に伴う周波数移行計画の調査結果になります。この調査は、前回の有効利用評価結果におきまして、3 G サービス終了後の期間における 3 G の評価については、移行には一定の期間が必要であることから、総務省において移行計画の提出を求め、当該移行計画の調査結果に基づき評価を行うという方針が示されたことを踏まえて実施したものでございます。今般、3 G サービスを既に終了した K D D I から 8 0 0 M H z 帯、同じくソフトバンクから 9 0 0 M H z 帯と 2 G H z 帯の移行計画の提出がございました。いずれの周波数帯も移行先の通信規格は 4 G としております、K D D I につきましては、令和 10 年度までの向こう 5 年間で人口カバー率 8 0 % 以上、ソフトバンクについては、同じく人口カバー率 9 5 パーセント、9 6 % 以上とすることを目標としております。詳細な計画につきましては、本体資料を御参照いただければと思いますが、周波数帯ごとに掲載場所が

異なっておりますので、それぞれの周波数帯ごとに御覧いただければと思っております。

御説明は以上になります。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見等ございますでしょうか。

まず、私から1点お聞きしてよろしいでしょうか。この結果を見ると、特に28GHz帯に関しては、基地局は徐々に打っているにもかかわらず、まだトラフィックは大して多くないという理解でよろしいでしょうか。

○佐藤移動通信企画官 御質問ありがとうございます。まさに会長御指摘のとおりでございます。ミリ波帯の基地局数は順調に増えているという状況でございますが、トラフィックにつきましては、まず、事業者としてはSub6帯、低い周波数帯のほうから処理していくというような方針ということもある他、ミリ波帯につきましては、ユースケースや端末の普及といった課題もあることから、トラフィックが現時点で伸び悩んでいるという状況にあると認識しているというところでございます。

以上です。

○笹瀬会長 分かりました。実際これ、各キャリアにお伺いするときに、ミリ波をどう使っているのかが見えるような、そのようなデータを出していただくとありがたいかなと思います。これだけ見ると、トラフィックだけしか見えないので、そうすると全く使っていないように見えてしまうので、ユースケースをどう使っているのかに関して、何か明瞭な尺度というんですかね、そういうデータがあるとありがたいと思います。これは後で部会のほうでそういうヒアリングとかやった場合に多分重要になってくると思いますので、よろしく願いします。

○佐藤移動通信企画官 ありがとうございます。11月に、有効利用評価部会

のほうで事業者ヒアリングがあると認識しておりますので、その中で御確認いただくとともに、総務省のほうでもミリ波につきましては、先日の有識者会議におきまして、ミリ波帯の整備目標を策定したところでございますが、その中で、併せてミリ波活用レポートというのを事業者のほうに提出を求めるということになっておりまして、具体的にどのように事業者がミリ波を活用していくのかというところも、総務省としてもしっかりフォローしていきたいと考えているところでございます。

○笹瀬会長 分かりました。どうもありがとうございます。

それでは、御質問、御意見をお伺いします。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。御説明ありがとうございました。質問等は特にございませんが、やはりこの4.9GHz帯の周波数割当てに関しては、世の中の注目もかなり高いと思いますので、これまで同様、引き続き丁寧な手続で進めていただきたいと思います。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 長田です。ありがとうございました。特に質問はございません。順調に進めていただければと思っています。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

林委員、いかがでしょうか。

○林委員 報告資料の1について、参考までに教えてください。本日、開設指針に係る告示が制定され、報道発表があったということでございますけれども、そこに書かれてある終了促進措置における認定開設者が負担する費用項目の考

え方について、参考までにお教えいただければと思います。

先ほどは前回と同様ということで説明自体が割愛されたということですが、私前回聞き忘れたかもしれないので、ちょっと今回、制定が今日だということですのでお聞きしたいんですけれども、認定開設者が負担すべき費用項目が絶対審査基準として開設指針の告示の第5項に定められているわけですが、これについて、私は留意すべき事項があると思ってまして、それは何かといいますと、負担すべき費用項目というのは、あくまで既存無線局が移行先の周波数で運用を開始するために、真に必要かつ合理的なものであるということです。と申しますのも、開設指針に規定する費用項目というのは、実質的には認定開設者が負う義務の範囲を示すものでありますので、その範囲は単に既存無線局の周波数移行の円滑化に資するというだけじゃなくて、認定開設者にとっても合理性が求められるという性質のものでなければならないというふうに思っています。

ですので、費用負担の範囲というのが、無線局の周波数移行に直接必要な範囲とすることが妥当だというふうに思うんですけれども、そういう意味では既存無線局が移行先の周波数において現状の機能を維持して運用を開始するため必要かつ合理的な範囲に限定すべきだということだと思います。これは以前からこういう考え方になっていると思うんですけれども、今回の告示案とそれを基にした今後の運用というのは、その辺りどういう線引きがなされるのかについて、まずお聞きできればと思います。

○佐藤移動通信企画官 御質問ありがとうございます。御指摘の移行費用の考え方につきましては、先日、総務省のほうでもホームページのほうにアップロードさせていただきました開設計画の認定申請マニュアルにおいて、その考え方をお示ししているところでございます。

これにつきまして改めて御説明をさせていただきますと、先ほど林先生のほ

うからも御指摘をいただきましたとおり、合理的な考え方の下でこの費用を算出する必要があるということでございまして、その考えに基づいて算出させていただきました。

まず、これも御案内のとおりですが、4.9GHz帯につきましては、既存無線局の移行が必要でございまして、開設指針における審査基準においては、その移行費用として740億円と算定しております。この算出方法につきましては、まず、総務省において既存の免許人、利用者にアンケートを実施いたしまして、移行先として検討している代替システムを聞き取りました。この代替取得システムとしては、無線LAN、ローカル5G、衛星回線等がございます。これらの代替システムごとに設備の単価、工事の単価を、これはモデル的になりますが、算出をしているところでございます。

このアンケートの結果に加え、更にモデル的な考え方に基づく単価を基に、利用者ごとに利用目的、必要なスループット、距離などを勘案した上で、想定される必要な設備や工事費用などを算出しております。実際のこのマニュアルにおいては、具体的な計算例として2つお示しをしているところでございます。

最後に、利用者ごとに算出した移行費用を積み上げて、全体の費用を出しているという状況でございまして、この考え方につきましては、外部の有識者の方々からも評価をいただいて、適切であるということで御意見をいただいております。

私からの説明は以上になります。

○林委員 ありがとうございます。要は移行先の周波数でのシステム運用に必要な経費で、周波数移行にも直接効果をもたらすということだと思えますけれども、見ていくと、例えば問題となっている無線設備の予備の設備の調達経費であるとか、あるいはソフトウェアというのはどうなのでしょう。予備の設備の調達経費というのは必要な経費に入らないと思うんですけど、ソフトウ

エア一般についても移行費用の対象とすることはできないと思うんです。ただ当該無線設備として一体で運用されるような設備、装置とかソフトウェアというようなものは、例えばソフトウェアとか装置を交換しなければ無線設備は機能しないというような場合は、それを認定開設者が確認すれば、これは移行費用に含めてもいいんじゃないかと思うんですが、その辺りはどうなるか、細かく見ていくと結構難しいなと思うんですけれども。

○佐藤移動通信企画官 御質問ありがとうございます。実際にこのモデル費用を算出した際には市場調査を実施しておりまして、その中で必要となる費用を出したということでございます。無線設備の費用の中には御指摘のように、いわゆるハードの費用に加えて、その設定に必要なソフトウェア等々にかかる費用も我々としては考慮しているということでございます。

また、以前、移行費用を別の周波数帯割当ての際に算出したことがございますが、実際にそれを上回ってしまったという前例もありました。そういうことも踏まえまして、今回の移行費用を算定するに当たっては、市場調査を行いました。その中でも少し高めの価格のほうを参考に設定をさせていただいたということでございまして、この心としましては、先ほど申し上げたとおり、オーバーしてしまった事例があることや、あくまで事業者の財務的基礎をしっかりと見るという趣旨もございますので、そういう観点から、このような考え方の下で算定をさせていただいたというところでございます。

○林委員 分かりました。余裕を持たせているということですね。了解しました。ありがとうございます。

○笹瀬会長 よろしいでしょうか。

それでは、矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私からは特段のコメントはございません。いずれの内容についても合理的だと考えておりますので、承知いたしました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。

ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。それでは、今後は有効利用評価部会におきまして、評価の検討等よろしくお願いいたします。林部会長におかれましては、御対応どうぞよろしくお願いいたします。

なお、評価案の検討に当たっては、必要に応じて携帯電話事業者等からのヒアリングもお願いできればと思います。また、電波監理審議会が有効利用評価を実施し、公表するまでの間に関しましては、審議内容につきまして慎重に取り扱う必要があるということから、本報告に関する議事録は評価後に公表させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、以上で2件の報告事項については終了したいと思います。どうもありがとうございました。

○佐藤移動通信企画官 ありがとうございました。

(3) 周波数再編アクションプラン（令和6年度版）（案）

○笹瀬会長 続きまして、報告事項に移ります。報告事項、周波数再編アクションプラン（令和6年度版）の（案）につきまして、中村電波政策課長から御報告よろしくお願いいたします。

○中村電波政策課長 電波政策課長の中村でございます。報告事項（3）ということで、令和6年度版の周波数再編アクションプランの案につきまして御説明をさせていただきます。概要資料のほうを使いまして、ポイントを絞って御説明をさせていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、2ページ目を御覧をいただければというふうに思います。総務省におきましては、平成16年度から毎年、周波数再編ア

クションプランを策定、公表しているところでございますが、このアクションプランにつきましては、このページ真ん中の絵のところでございますとおり、総務省が行います電波の利用状況調査の結果、それから、電波監理審議会のほうで行っていただいております評価の結果を踏まえて策定をしているものでございまして、周波数再編のPDCAサイクルを構成する一部分という位置づけになっているものでございます。

具体的な中身ということで、恐縮ですが4ページ目を御覧いただければと思います。令和6年度版におけます重点的取組の概要を一覧としてまとめてございます。令和6年度版の重点的取組は7項目ございます。前年度との比較で申し上げますと、既にサービスを開始してございます公共安全モバイルシステムについての項目を落としているというところでございます。

次ページ以降で、具体的な取組について御説明をさせていただきます。5ページ目を御覧いただければと思います。

重点的取組の1つ目、5Gの普及に向けた周波数確保についてでございます。このページでは、6GHzより下の周波数帯の取組についてまとめてございます。このページの上のほう、箱の中の2つ目のポツのところですが、これはローカル5Gについてでございます。本年7月に情報通信審議会のほうから、ローカル5Gの海上利用等について一部答申を頂戴しましたことから、本年度中を目途に、ローカル5Gについての制度整備を実施いたします。また、免許手続の簡素化・迅速化に向けまして、令和7年度内に実験試験局制度の導入を目指すといったようなことも記載してございます。

3つ目のポツでございますが、4.9GHz帯への5Gの導入についてでございます。本年9月の制度整備を踏まえまして、今後、早期の割当てに向けて所要の手続を進めることとしてございます。

6ページ目御覧いただければと思います。6GHzを超える周波数帯につ

いてでございますが、ここでは26GHz帯、それから40GHz帯に5Gを導入することについて検討を進めてきてございます。26GHz帯の既存のFWAシステム、それから40GHz帯の映像FPUにつきましては、令和5年度の電波の利用状況調査の重点調査対象システムというふうにされてございまして、この調査に係る電波の有効利用の程度の評価におきましては、具体的には、例えば26GHz帯FWAにおいては、既存免許人の意向も考慮しつつ、26GHz帯FWAの全体を22GHz帯へ移行する可能性も含めて検討を実施していくことといったようなことですか、あるいは26GHz帯FWA、40GHz帯映像FPUともに、さらなる電波の有効利用に向け、引き続き総務省において、5Gへの割当て及び周波数帯全体の利用方策に係る検討を推進していくことが適当といったような評価のほうを頂戴したところでございます。

これを踏まえまして、アクションプランといたしましては、令和7年春頃を目途に技術的条件を取りまとめまして、同年秋頃を目途に技術基準を策定するというようなこと、さらには具体的な周波数ニーズや携帯電話事業者による28GHz帯の活用状況を勘案しつつ、令和7年度末を目途に条件付オークションを実施いたしまして、5Gに割り当てることを目指すといったようなことを記載してございます。

7ページ目御覧をいただければと思います。無線LANの高度化と周波数拡張等についてです。こちらにつきましては、電波の有効利用の評価におきまして、無線LANの技術的条件の検討を早期に開始するとともに、周波数調整を自動的に行いますAFCシステムの構築や運用等に必要な検討を進めること及び無線LANの周波数の拡張候補帯域のうち、WRC-23におきまして、IMT特定された周波数帯、具体的には7025から7125MHz分についてでございますが、具体的な利用ニーズ等を踏まえ、周波数利用方策の検討を行うべきといったような評価を頂戴してございます。

これらを踏まえまして、高度化の1つ目の部分でございますが、5GHz帯の無線LANが使用している周波数につきまして、他の無線システム等への混信を防止しつつ、上空におけるさらなる利用拡大を図るための検討を行い、本年度中を目途に制度整備を行うというふうにしてございます。

また、箱の中、3つ目のポツのところですが、6GHz帯無線LANの屋外利用及び6.5GHz帯、具体的には6425から7125MHz帯でございますが、この屋外利用を含む周波数帯域の拡張に係る検討ということでございます。この技術的条件につきましては、令和7年度中を目途に取りまとめることとしてございます。取りまとめに当たりましては、既存の無線局等への有害な干渉を与えないようにするために必要なAFCシステムの在り方、あるいはその運用方法等の検討を行うというふうにしてございます。

8ページ目御覧をいただければと思います。ドローンによる上空での周波数利用についてです。

箱の中1つ目でございますが、携帯電話等の上空利用についてです。これまでも周波数分割のいわゆるFDDの携帯電話システムにつきましては、既に上空利用の制度整備を行ってきたところでございますが、今後、時分割のシステム(TDD方式)、これを採用しているような携帯電話ですとかローカル5Gにつきましても上部利用が可能となるよう検討を進めておりまして、早期に結論が得られたものについては、本年中の取りまとめを目指すというふうにしてございます。

また、3つ目ですが、ETCなどでも利用してございます5.8GHz帯につきまして、本年中に特定実験試験局として開設可能な周波数帯等の範囲の公示を行ってまいるというふうにしてございます。

9ページ目を御覧をいただければと思います。重点的取組の4つ目ですが、V2X (Vehicle to everything) の検討推進についてでございます。このV2

Xにつきましては、アメリカ、ヨーロッパそして中国をはじめといたしまして、国際的に5.9GHz帯へ導入する方向で検討が進められてございます。このような状況も踏まえまして、昨年8月には総務省の研究会の中間取りまとめにおきまして、5895から5925MHz、最大30MHz幅を目途に、V2X通信向けの割当てを検討する方向性が取りまとめられています。

一方でこの帯域、現在放送事業用ということで割り当てられてございますので、今後、既存無線システムの移行方策の検討など、具体的な検討を進めるとともに、新東名高速道路等におけます実験環境の整備ですとか、導入実用化に向けた新たな周波数移行・再編スキームの検討等を通じまして、令和8年度中を目途にV2X通信向けの周波数割当てを行うというふうにしてございます。

10ページ目でございます。非地上系ネットワーク（NTN）の高度利用についてです。1つ目でございますが、上空数十キロメートルの高高度に滞留させました無人航空機を基地局といたしまして、地上との間で通信を行うHAPSについてでございます。総務省では技術基準の策定を目的といたしまして、固定系のリンク、移動系のリンク、それから制御操縦のリンクに関する無線システムにつきまして、他の無線システムとの共用検討等を継続するとともに、令和7年の大阪・関西万博での飛行実証で、デモを含むような技術試験を進めまして、HAPSに関します技術的条件を令和7年度中を目途に取りまとめるというふうにしてございます。

また、この中2つ目のポツでございますが、これは、高度数百キロメートルの軌道上にございます非静止衛星、いわゆる衛星コンステレーションとIMT特定された周波数帯による携帯電話等々の直接通信、ダイレクト通信についてでございます。この早期の実現に向けまして、国際的な検討状況とも調和を図りながら、周波数共用を含めた技術的条件等について検討を進めまして、サービスリンクとして2GHz帯を使用するもの、具体的にはスターリンクを想定

してございますが、これにつきましては本年内を目途に制度整備を進めてまいります。

11 ページ目をお願いいたします。公共業務用周波数の有効利用についてでございます。このページの表にまとめてございますような、例えば防災用などのシステムにつきましては、電波監理審議会において評価をいただいた内容を踏まえまして、引き続きデジタル化、あるいは廃止、それから他システムへの移行といったような取組、それを一層進めてまいることとしてございます。

12 ページ目を御覧をいただければと思います。Beyond 5G の推進についてです。総務省におきましては、情報通信審議会から、今年の6月にBeyond 5G に向けた情報通信技術戦略の在り方ということで最終答申を頂戴したところでございますが、これを踏まえまして、今年の8月には、AI 社会を支える次世代情報通信基盤の実現に向けた戦略ということで、Beyond 5G 推進戦略2.0、これを総務省のほうで公表してございます。

この中で、1つ目、オール光ネットワーク、2つ目、NTN、それから3つ目、無線アクセスネットワーク、この3分野を我が国の戦略分野というふうに位置づけてございまして、特に電波に密接に関連する部分といたしまして、NTNですとか無線アクセスネットワークについて必要な取組を推進することとしてございます。

また、2つ目のポツでございますが、令和7年度に開催されます万博におきまして、「Beyond 5G ready ショーケース」として展示を行いまして、最先端技術を体感できるような機会を提供することによりまして、Beyond 5G に向けた取組を加速化してまいります。

13 ページ目でございます。最後に、電波監理審議会のほうで行っていただきました電波の有効利用の程度の評価につきまして、アクションプラン本文において、評価結果を踏まえた対応のほうを記載してございます。これまで御説

明をさせていただきました部分と重複するところについては割愛をさせていただきました。特に2点ほど御説明をさせていただければと思います。

14ページ目でございます。一番上のMCA陸上移動通信につきましては、まず、800MHz帯のMCA、いわゆるデジタルMCAについては、令和11年5月のサービス終了に向けまして、代替可能なシステムへの移行などについて、ユーザーに対して丁寧な周知・広報に努めるといったようなこと。さらに800MHz帯MCA陸上移動通信の上り回線、それから900MHz帯高度MCA、これに利用されている帯域については、新たな電波利用システムの導入可能性を含め、周波数の活用方策を検討していくというふうな御評価をいただきました。

これを踏まえまして、デジタルMCAにつきましては、代替可能なシステムへの移行を促進するとともに、移行により開放される周波数におきまして、新たな無線システムを早期に導入できるように、新たな無線システムの技術的条件等につきまして、本年度中を目途に取りまとめるというふうにしてございます。

また、高度MCA、いわゆるMCAアドバンスにつきましては、令和9年3月末をもってサービスを終了するという発表があったことを踏まえまして、代替可能なシステムへの移行を促進するとともに、サービス終了後の周波数の活用方策について検討を進めてまいります。

15ページ目でございます。アマチュア無線につきましては、国際的な電波の利用動向、新たな電波システムの需要ですとか、アマチュア無線の対応等を踏まえまして、将来的なアマチュア無線全体の周波数割当ての見直し、それから、さらなる共用の推進に向けた検討をすべきといったような評価を頂戴してございます。これを踏まえまして、アマチュア無線全体の周波数割当ての見直しですとか、共用といったようなことの推進に向けた検討を行うこととしてご

ございます。

16 ページ目でございますが、これは今年度のアクションプランにおけます周波数区分の見直しについてです。今年度の電波の利用状況調査の対象が714MHz以下となっておりますが、この調査と整合性を図るという観点から、アクションプランと、それから、調査、評価の周波数区分を見直すこととしてございます。

アクションプランの中身について、御報告は以上でございますが、今後のスケジュールを簡単に御紹介をさせていただきますと、お認めをいただきましたら、審議会終了後、早速明日から1か月間ほど、この案についてのパブリックコメントのほうを行うという予定で考えているところでございます。

駆け足で恐縮でございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、御質問、御意見よろしくをお願いします。

まず、私から1点よろしいでしょうか。

○中村電波政策課長 お願いいたします。

○笹瀬会長 アクションプランの7項、3ページ目にあるわけですが、その中の4項目、V2Xに関して伺いしてよろしいでしょうか。

○中村電波政策課長 はい。

○笹瀬会長 ページで言うと9ページ目の右に図がありますように、V2Xに関しては、米国、欧州、中国で全て使う予定をしていて、日本だけ今、放送で使っているわけですが、放送事業に関して、移行先が多分帯域がかなり必要だと思うので、これについてはかなり具体的な検討はされているのでしょうか。これから考えるということよろしいでしょうか。

○中村電波政策課長 ありがとうございます。今現在、放送事業が使っている

移行先については、具体的にはちょっと平行しながらの作業になろうかなというふうに考えておるところでございます。

○笹瀬会長 そうすると、ここに書いてあるように、中間取りまとめの策定が行われていて、実際は検討を始めているということで、かなり具体的に近い将来、こういう周波数が使えるようになる目途が立っているということでよろしいですか。

○中村電波政策課長 はい、御指摘のとおりで結構でございます。

○笹瀬会長 分かりました。どうもありがとうございます。私からは以上です。

それでは、大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。御説明ありがとうございました。私のほうからは、5Gの普及に向けた周波数確保についての意見になります。、令和7年度末をめどに条件付オークションを実施するという点に関して、我が国で初めての新しいやり方とお聞きしています。これまでもいろいろ検討を進めてこられたとお聞きしておりますが、欧米で行われている例を見ても、いろいろ課題もあると思いますので、これから新しい制度を具体的につくり上げていくときに、ぜひ透明性なり実効性のあるものにしていただきたいと思います。

以上です。

○中村電波政策課長 はい、承知いたしました。

○笹瀬会長 私からも1点、今、オークションの話が大久保会長代理から出ましたけれども、これについて本当に初めて行いますので、このオークションに至った経緯というんですかね、オークションのメリットというか、何を狙っているのかを少し説明していただいたほうがありがたい気がします。いかがでしょうか。

○中村電波政策課長 ありがとうございます。オークションの導入については、まさしく今、いかにこの制度のほう、特に電波法を含めてどういうふうに見直

しを進めていくのか、それから、具体的な制度設計のほうをどうしていくのかという議論はこれからというふうになりますが、基本的な考え方としまして、6GHzより上の周波数帯、これを携帯電話に使うような場合に、この条件付オークションを導入するというような方向性が取りまとめられてございまして、やはり基本的には、こういった高い周波数帯を今後いかに有効に活用していくのかというふうなこと、この手段として条件付オークションを導入するというのが1つ大きな目的なのかなというふうに、我々としては考えているところでございます。

○笹瀬会長 分かりました。どうもありがとうございました。要するに、高い周波数をより使ってもらうようにするためにオークションを導入して、インセンティブを高めるという理解でよろしいですね。

○中村電波政策課長 はい、おっしゃるとおりでございます。

○笹瀬会長 分かりました。どうもありがとうございます。

それでは、長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 ありがとうございます。長田です。今のオークションのところはそうなんだなと思って学ばせていただきました。それ以外特にございませぬ。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

林委員、いかがでしょうか。

○林委員 御説明ありがとうございました。13ページ以下で、有効利用評価部会の作業に対して、対応についてもお示しをいただきまして感謝申し上げます。

そのほか、4ページでしたかね、7つの項目を挙げられているところについても、いずれも時宜を得たものと思いますけれども、そういう意味では非常に賛同いたすところですが、項目7番のBeyond 5Gの推進ということで、12ページに書かれてあるところでありますけれども、これも非常に時宜を得

たところなんですけれども、総務省が出した「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」が去年改定されて、そこでも B e y o n d 5 G の開発等について 2 つ挙げられていて、1 つは新規事業によって社会実装とか海外展開を強く意識したプロジェクトを重点的に支援し、今後 5 年程度で関連技術を確立するとされているところですので、これは既に具体的なスキームが動いているかと思います。

もう一つが、国際標準化の推進であるとか国際的なコンセンサスづくり、ルールづくりなど、グローバル市場で競争する我が国企業を後押しする環境整備に努めると、こう書いてあって、このくだりもその志はよしなんですけれども、具体論はどうかということがよく分からないところでもありますので、なかなか国際的なコンセンサスづくり、ルールづくりといっても、各国がしのぎを削っている中において、これまでも標準化というのは負け続けてきた歴史があるわけですので、その辺りの勝ち筋戦略をどういうふうに描いておられるのかについて御教示いただければと思います。

○中村電波政策課長 ありがとうございます。大変難しい御質問かなというふうに思っていますが、例えば、先ほど 3 つ、オール光ですとか、N T N ですとか、無線アクセスネットワークといったような 3 つの分野を御紹介させていただきましたが、我々のほうに特に深く関係いたします無線アクセスネットワークの分野といったような部分につきましては、国際的には I T U ですとか 3 G P P といったようなところで、B e y o n d 5 G に向けた標準化が行われているところでございます。当然国のほうがしっかりと旗を振っていく必要があろうかなというふうに思っていますが、併せてやっぱり民間のほうの標準化といったような部分についても、きちんと官民連携しながら、同じ方向を向いたような標準化の戦略ですとか、我が国の強みがあるような分野、特に高い周波数みたいなところも含めて、我が国が比較的強い分野についての標準

化をきちんと戦略的に進めていく必要があろうかなというふうに思っています。

ちょっとなかなか機微な分野でもございますので、ここではざっくりとしたような御説明で大変恐縮でございますが、きちんと官民で国際標準化のほうを進めていく必要があろうかなというところでございます。

○林委員 承知しました。おっしゃったように、今以上により一層産官学の連携を密にさせていただいて、官が旗振れども民とか学が踊らずということにならないように、しっかり総務省として先頭を切ってリーダーシップを取っていただければ、我が国の国益にとってもありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○中村電波政策課長 承知いたしました。

○笹瀬会長 よろしいでしょうか。

それでは、矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。私から質問したいのは、V 2 Xの検討のところですが。令和8年度中を目途に周波数割当てを行うとのことですが、各国がこの帯域で決めて既に国際的に対応が進んでいる中で、これがスケジュールとして少し遅いということはないのでしょうか。世界的にも似たようなスケジュールで進む見込みなののでしょうか。

2点目としまして、放送事業者の移行費用はどのような形で拠出されることになるのかという点もお聞きしたいと思います。

V 2 Xは、自動車業界とそれに関連する事業者に与える影響はそれなりに大きいと思っておりますので、世界的な競争に負けることなく、早め早めの戦略ないしスケジュールが求められるところかなと思ひまして質問させていただきました。

○中村電波政策課長 ありがとうございます。まず、御質問いただいた中で、

既存の放送のシステムの移行に必要な費用のほうを誰が面倒見るのかという部分につきましては、国のほうできちんと予算の確保をしてございますので、例えばですが、昨年度の補正予算といったようなところも含めまして、100億円のオーダーで予算を確保してございますので、そちらで国のほうで手当てをしていくのかなと考えているところでございます。

また、スケジュール感についてでございますが、こちらにございますとおり、既存システムの引っ越し、きちんとこれを丁寧に進めていく必要があるというようなこと。それから、政府全体で新東名高速道路なんかできちんと使い方についての実証実験、こういったようなことも進めていきたいと思いますというようなことが政府戦略として決まっておりますので、こういったようなことを進めていくと、令和8年度中という話になってくるのかなというふうに思っております。

諸外国でも、まだ具体的な商用サービスにまでは至っていないと認識をしておりますので、委員御指摘のとおり、遅れをとることのないように、我々としても進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。理解いたしました。引き続き、こちらの実現に向けて頑張っていただければと思います。

○中村電波政策課長 承知いたしました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。

ほかに追加の質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、以上で報告事項を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

以上で、総合通信基盤局の議事を終了いたします。続いて、情報流通行政局の議事に入りますので、総合通信基盤局の職員の方は御退室よろしくお願ひし

ます。また、情報流通行政局の職員の方に入室するよう、御連絡よろしく願いします。

(総合通信基盤局職員退室)

(情報流通行政局職員入室)

(4) 令和5年度民間放送事業者の収支状況

○笹瀬会長 それでは、議事を再開いたします。

報告事項、令和5年度民間放送事業者の収支状況につきまして、坂入地上放送課長、岡井衛星・地域放送課長、本橋地域放送推進室長から御説明よろしく願いいたします。

○坂入地上放送課長 地上放送課の坂入でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、令和5年度民間放送事業者の収支状況について御説明いたします。本資料でございますけれども、地上基幹放送事業者、衛星系放送事業者、有線テレビジョン放送事業者の3つに分類した上で、それぞれの収支状況を掲載しております。私からは、地上基幹放送事業者の収支状況について御説明いたします。

資料の2ページを御覧ください。地上基幹放送事業者の収支状況でございます。総括表の上段にありますテレビジョン放送事業者を御覧ください。事業者数は127社となっております。内訳でございますが、テレビジョン放送単営社が96社、AM放送・テレビジョン放送兼営社が31社となっております。

全体の売上高は2兆401億円、営業損益は781億円の黒字、経常損益は1,106億円の黒字、当期損益は852億円の黒字であります。いずれも前

年度から減少しております。

次に、総括表の中段にございますラジオ放送事業者を御覧ください。事業者数は67社となっております。内訳は、AM放送単営社が16社、短波放送単営社が1社、FM放送単営社が50社となっております。

全体の売上高は1,035億円、営業損益は2億円の赤字、経常損益は27億円の黒字、当期損益は8億円の黒字となっております。特にAM放送単営社については、営業損益が7億円の赤字となっておりまして、依然厳しい状況となっております。

次に、テレビジョン放送事業者及びラジオ放送事業者の合計になります。総括表の下から3段目の計の欄を御覧ください。テレビ・ラジオ合わせた売上高ですが、2兆1,436億円、営業損益は780億円の黒字、経常損益は1,133億円の黒字、当期損益は861億円の黒字となっており、いずれも前年度から減少しております。

コミュニティ放送でございます。事業者数317社となっており、売上高は146億円、営業損益は3億円の赤字、経常損益は0.2億円の黒字、当期損益は1億円の赤字となっております。

資料の3ページでございます。上段の事業別当期損益の黒字社、赤字社を御覧ください。この後の説明は、全てコミュニティ放送を除いたものとなっております。

テレビ単営社、AM・短波単営社及びFM単営社につきましては、赤字社の数が前年度と比べて増加しており、ラ・テ兼営社につきましては、赤字社の数が前年度と比べて減少となっており、赤字社の合計としては、前年度の42社に対して、令和5年度は52社に増加しております。

続きまして、下段の収支状況の推移を御覧ください。売上高及び費用計ですが、平成29年度以降は減少傾向であり、特に令和元年度、2年度はコロナ禍

の影響で急速に減少しておりましたが、令和3年度はその反動や、オリ・パラ等を背景に増加しました。令和4年度以降は、費用については引き続き増加する一方、売上高については2年連続で減少となりました。

なお、より景気動向を表す指標との比較を行う観点から、統計局が家計調査を基に発表しております消費支出の実質増減率の推移を追加しております。消費支出の実質増減率は緑のグラフで表示しておりますけれども、おおむね売上高の推移と対応しているところでございます。

続きまして、4ページ、上段の営業損益、経常損益及び当期損益の推移を御覧ください。営業損益及び経常損益は、平成28年度以降は減少傾向に転じていた中で、令和3年度は大幅に回復しましたが、令和4年度以降は再び減少となっております。

下段の売上高営業利益率の事業別推移を御覧ください。売上高営業利益率は、テレビ全体が3.8%、AM・短波がマイナス1.3%、FMが0.9%、地上系全体が3.6%と、いずれも前年度から減少し、全産業の4.6%を下回る結果となりました。テレビ全体及び地上系全体に関しては、従来全産業の数値を上回っておりましたが、令和5年度においては下回ることであります。

次に、資料5ページの売上高、営業損益のキー局等の構成比率の推移を御覧ください。在京キー局5社、在阪準キー局4社及びその他の社185社の別による売上高の構成について、令和5年度では在京キー局は50.5%、在阪準キー局は10.9%、その他の社は38.6%となっており、在京キー局及び在阪準キー局の9社で全体の6割を超える売上高となっております。

営業損益につきましては、在京キー局が61.9%、在阪キー局が8.6%、その他の社が29.5%となっております。

5年前、10年前との比較では、売上高については、各カテゴリーの構成比は大きく変化しておりませんが、営業損益の構成比は在京キー局の割合が増加

する一方で、その他の社の割合が減少しております。業界全体として経済的な影響を受けるような場合においては、相対的により多くのマイナスの影響がローカル局に表れるということが見て取れる結果でございます。

最後になりますけれども、資料の 6 ページの媒体別広告費の推移を御覧ください。株式会社電通が公表している日本の広告費を基に作成したグラフでございます。令和 5 年の日本の総広告費は、推計開始以降過去最高となりました。コロナ禍からの社会経済活動の回復や、特に社会のデジタル化を背景としたインターネット広告費の伸長が寄与したと考えられ、対前年比プラス 3.0 % の増加となっております。

媒体別に見ると、インターネット広告費は 3 兆 3,330 億円に増加、ラジオ広告費は 1,139 億円に増加、テレビ地上波広告費は 1 兆 6,095 億円に減少となっております。なお、インターネット広告費には、マスコミ 4 媒体由来のデジタル広告も含まれているところでございます。

地上基幹放送事業者に関する説明は以上でございます。

○岡井衛星・地域放送課長 続きまして、衛星系放送事業者の収支状況、7 ページ以降で御説明を申し上げます。衛星・地域放送課長の岡井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、(1) 収支状況表のア、総括表を御覧ください。衛星基幹放送と衛星一般放送に分けて記載をしております。まず、BS 放送や東経 110 度 CS 放送が該当する衛星基幹放送から御説明をいたします。

一番上から 2 行目になりますが、衛星基幹放送の衛星放送事業、こちらを御覧ください。その行を順番に見てまいりますと、営業収益は約 2,858 億円ということで、前年度比マイナス 0.5 %、営業費用も減少しておりますけれども、結果といたしまして、営業損益が約 176 億円ということで、前年度比マイナス 7.1 % となっております。総括いたしますと、減収減益という構造でござ

ございます。

B S放送の内訳を見てまいりますと、その2行下、B S放送の衛星放送事業でございますが、こちらは営業収益が約2,081億円、プラス0.6%となっておりますけれども、営業費用も増加をしておりますして、最終的に営業損益の部分では約149億円、前年度からマイナス6.4%となっております。トータルで見ますと、増収減益という形となっております。

他方、衛星一般放送ですけれども、こちらは真ん中よりやや下の辺りを御覧いただければと思います。衛星一般放送の衛星放送事業について御説明をいたします。令和5年度の営業収益が約457億円、前年度比でマイナス7.9%、営業損益につきましても約24億円、マイナス24.9%ということで、こちらも減収減益というふうになっております。

一番下の合計の行を御覧ください。衛星放送事業の合計を見てまいりますと、営業収益は約3,315億円、前年度比でマイナス1.6%、営業損益は約200億円、前年度比でマイナス9.7%ということで、全体を見ても減収減益という形でございます。

このような結果の背景といたしましては、かなり厳しい競争環境があるということとはもとより、例えば、契約者数の減であるとか、あるいは2年前に新規参入された事業者の皆様が現在黒字化の途上にあるとか、そういったことが推測される部分でございます。

なお、注1、表のすぐ下の部分にございますように、この収支状況は、令和6年3月末時点で開局している衛星系放送事業者の結果をまとめたものでございます。NHKや放送大学学園につきましては除外されておりますので、その点御留意いただければと思います。

8ページにまいりまして、事業別衛星放送事業の黒字社、赤字社という部分ですけれども、こちらは先ほど申し上げたような背景をベースとしまして、昨

年度とほとんど変わっていない傾向と見ているところでございます。次に近年の推移でございますが、まず、(2)のア、8ページの下にありますBS放送における営業収益・営業費用・営業損益の経年比較というところですが、令和4年度におきまして、その前年との比較で約3割の営業損益の減少があったということが、一番下の黄緑色のグラフに出ております。令和5年度もその傾向を引き継いでおりまして、前年度比で減少しておりますが、減少幅は少し縮小しているといったような状況が見て取れるところでございます。

9ページに移りまして、東経110度CS放送、あるいは衛星一般放送につきましては、どちらも少し形は異なりますけれども、この近年の傾向を引き続き維持しているというような状況でございます。

私からの御説明は以上でございます。ありがとうございます。

○本橋地域放送推進室長 では続きまして、最後に、有線テレビ放送事業者の収支状況について御説明をさせていただきます。地域放送推進室の本橋です。よろしくお願いします。

資料の10ページを御覧ください。3、(1)、アの総括表は、有線テレビジョン放送事業者273社の収支を合算した状況になります。なお注1のとおり、本集計は営利法人に限ります。また、一部事業者を除いたものとなっております。ケーブルテレビ事業者の場合は、その多くはインターネットといった通信事業なども行っており、それらを含めた全事業の総額と、その内訳としてのケーブルテレビ事業の収支状況となっております。

まず、全事業の総額ですが、営業収益約1.7兆円、営業費用約1.5兆円、営業損益約1,900億円で、昨年と比べてほぼ横ばいとなっております。そのうちケーブルテレビ事業につきましては、営業収益が約4,800億、営業費用が約4,400億、営業利益約380億円となっております。

収支状況の推移については、一番下にあります(2)のケーブルテレビ事業

の収支状況の推移を御覧いただけると分かりやすいのですが、ケーブルテレビ事業の営業収益は5,000億円前後となっておりまして、若干の減少傾向で推移してございます。営業利益についても少々上下しますが、若干の減少傾向となっております。黒字事業者の割合については、真ん中のグラフ、イにありますとおり、9割弱の事業者が単年度黒字を計上してございます。

説明は以上でございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見等よろしく願いいたします。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。御説明ありがとうございました。今の御説明にあったとおり、地上基幹放送や衛星系の放送というところでいくと、トレンドをどう考えていくかということで、ベースとして、人口減少なり、インターネットの普及なり、特に若者の放送離れもあると思います。今後、ある程度まだ財務基盤がしっかりしているところで、中長期的な方向性について、引き続き御検討いただければと思います。

以上です。

○笹瀬会長 何かコメントございますでしょうか。

○坂入地上放送課長 地上放送課でございます。先生、コメントどうもありがとうございました。

おっしゃられるとおり、放送を取り巻く環境は変化しておりまして、民間放送事業者の経営状況は年々厳しさを増しているというふうに認識しております。総務省といたしましても、経営の選択肢を拡大するような制度的措置というのを講じているところでございますけれども、引き続き放送事業者によるこうした仕組みの活用に向けて、検討や取組を促進してまいりたいと考えております。どうもありがとうございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 長田です。ありがとうございます。放送事業者の皆さんが、それぞれ様々な自主基準を基に放送され、そして広告なども、ただ野放しに入っているわけではなく、それぞれの基準を基にして出していってらっしゃるということで、視聴者からすると非常に信頼ができる内容になっているというふうに私は思っています。ですので、インターネット上の様々な情報を受け取ることや、様々なコンテンツを受け取るということももちろんできるわけですが、やっぱり放送事業者が責任を持って発信しているものに対しての信頼というものをきちんと認識できるような形の応援をしていきたいなというふうに思っているところです。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、林委員、いかがでしょうか。

○林委員 ありがとうございます。地上基幹放送事業者の収支状況について私もお聞きしたいんですけども、放送を取り巻く環境については、先ほど、大久保会長代理がおっしゃったとおりですけども、それと併せて個々のローカル局の売上げの大小、あるいは増減についてなんですけれども、この点、個社の努力はもちろんあろうかと思うんですけども、やはりそれより大きいのは、どの系列に属しているか、具体的には、キー局のゴールデンタイム、プライムタイムの視聴率に大きく左右されるという宿命を持っているというふうに私は思っています。一般には、例えばスポットCMの売上げの粗利が大きいとされていますので、利益に対する影響も多い部分ですけども、スポットCMを販売する際には、1本何円じゃなくて、視聴率1%何円でセールスしますので、視聴率が高いと自然と売上げも向上すると、こういうメカニズムになっている

と私は理解しています。

ですので、ゴールデンタイム、あるいはプライムタイムにおいて、キー局制作の番組に大きく依存しているローカル局は、独自に売上げを伸ばそうとしても、個社の経営努力というのはおのずと限界があるのかなというふうにずっと思っていて、そういうことを踏まえますと、この状況が劇的に改善することは今後見込めないのではないかというふうに思います。

ですので、総務省におかれましても、既にいろいろ手を打っていただいているわけですが、さらに経営の自由度を高めるための政策、あるいは放送がサステナブルとなるための政策を一層進めていただきたいなというふうに思っているところであります。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

何かコメントございますか。

○坂入地上放送課長 地上放送課、坂入でございます。林先生、コメントどうもありがとうございました。

先ほどの大久保先生からのお話と重複するところあるかもしれませんが、おっしゃられるとおり、ローカル局の経営が特に厳しいという状況にあるところは我々も承知をしているところでございます。こうした状況に対応するために、総務省といたしましては、各事業者の経営の選択肢を拡大するための制度的措置を講じていたところでございまして、引き続きこうした措置が活用いただけるように、我々としても放送事業者の検討や取組を後押ししてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○笹瀬会長 林先生、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○林委員 ありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。

私から1点、最後の有線テレビ、ケーブルテレビ、この事業に関して、ケーブル事業のテレビそのものの事業はかなり少ないんですけれども、この全事業の総額の中には、インターネット事業に関する売上げが入っていると思いますが、その中で、インターネットにおける広告の収入もかなり入っていると理解してよろしいでしょうか。

○本橋地域放送推進室長 御質問ありがとうございます。インターネットの広告の収入でございますか。

○笹瀬会長 はい。参考資料の6ページのところでいくと、インターネットにおける広告収入が3兆円とかなり大きいわけですが、これはインターネットそのものにつなぐだけではなくて、実際家庭から見ると、通信事業者なり、もしくはケーブル事業者のネットワークを使ってインターネットに接続しているわけで、そういう面でいうと、インターネット収益広告費用は、一部は当然そのケーブル事業者の収入となっているわけですね。そうじゃないんですか。

○本橋地域放送推進室長 ここで言っているインターネット収入は、月額利用料での収入という感じです。インターネット接続サービスを提供しておりまして、そこで利用のお客様から、インターネットの利用料として月額の収入をいただいております。ケーブル各社が何かしらの広告をネット上で出してということであれば、そういう収入もカウントされているかもしれませんが、ここでメインで申し上げているインターネットの収入等は月額利用料、電気通信事業、そちらのほうでの事業収入ということで計上させていただいております。

○笹瀬会長 分かりました。どうもありがとうございました。

というのはこの前、BSとCSで、衛星放送の宣伝というか、物品販売のようなものがかなり増えているので、そういうものに関しては多分そこで見た人がインターネットにつなげるというのでかなり数が高いと思いますが、ここで

はインターネットに対して広告、その月額で登録している方のお金という理解でよろしいですね。

○本橋地域放送推進室長 はい。ここで言うケーブルテレビのインターネットは、電気通信事業者としての、通信事業としての収入として計上させていただいておりますので、先ほどそう申し上げた、お客様が例えば１００メガのインターネットとかいったときに月額の利用料をお支払いになるんですが、それを収入としてカウントしてございます。

○笹瀬会長 分かりました。どうもありがとうございました。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

以上で、情報流通行政局の議事を終了いたします。職員の方、退室よろしくをお願いします。

（情報流通行政局職員退室）

閉 会

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。それでは、本日はこれにて終了いたします。

次回の定例会の開催は、令和６年１０月１８日金曜日の午前１０時からウェブ開催と予定しております。よろしいでしょうか。

ほかに事務局から何か連絡事項ございますでしょうか。

○松田幹事 会長から御案内あったとおり、次回の開催は１０月１８日、１０時からになっておりますので、御参加よろしくをお願いいたします。

以上です。

○笹瀬会長 11月21日は、総務省でのリアル開催ということで、よろしく
お願いします。よろしいですね。

○松田幹事 よろしく願いいたします。

○笹瀬会長 それでは、本日の審議会はこれにて閉会といたします。どうもあ
りがとうございました。